

2020年度法学概論 採点の要点・講評

足立英彦・村上裕・長内裕樹

今年度の法学概論は足立が基礎法学編、村上が民事法学編、長内が公法学編を担当しました。成績評価は、各教員が一回行った小テスト（100点満点）の得点の合計に基づき 300-270点をS、269-240点をA、239-210点をB、209-180点をC、179点以下（3つの試験をすべて欠席した4名を含む）を保留としました。

履修登録した160名のうち、3つの小テストをすべて未受験の4名を除く156名の平均点は235点でした。成績分布は以下の通りでした。

評価	S	A	B	C	保留
人数	27	60	41	17	15

小テストの合計点が180点に達しなかった15名の方は、2020年度中に日弁連法務研究財団が実施する「法学検定試験ベーシック<基礎>コース」に合格した場合、成績を「C」に変更します。今年度は11月29日に実施となっていますが、コロナウイルスの影響で延期や中止になった場合の対応については、「保留」評価を受けた方にWebClassからのメッセージで連絡します。

基礎法学編

基礎法学編の小テストは7月3日（金）16:45-23:59にWebClassで実施しました。受験者は140名、平均点は84.2点でした。その後、7月8日（水）12:00-19:00にWebClassで追試験を実施しました。この追試験の受験者は16名、平均点は70.8点でした。試験の時間はいずれも60分としました。

以下は、7月3日に実施した試験の問題、解答及び解説です。なお、試験の際には設問及び選択肢がランダムに表示されるように設定しました。

設問1 次の選択肢のうち、誤っているものを1つ選べ。（10点）

1. 法学は、現在通用している法律および過去に通用していた法律を主な対象とする学問である。
2. 実体法を具体的な事件に適用する手続きに関する法律を手続法と呼ぶ。
3. 双方が私人である場合の両者の関係を規律する法を私法と呼ぶ。
4. 民事訴訟法は公法である。

解答1

解説 過去の法律を主要な対象とする学問は法律学ではなく基礎法学の一分野の法制史です。

設問2 以下の（1）（2）に入る適切な語を記入せよ。（各2点、計4点）

法学のうち、現在通用している法律を主な対象とする学問を（1）と呼び、（1）以外の法学を（2）と呼ぶ。

解答 （1）法律学 （2）基礎法学

解説 法律学と基礎法学の両方を学んで初めて「法学」を学んだこととなります。ぜひ、基礎法学科目も履修して下さい！

設問3 次の選択肢のうち、誤っているものを1つ選べ。（10点）

1. 社会法の典型例は労働法と社会保障法である。
2. 法理学は法を社会現象の一つとしてとらえ、法を因果的、実証的に研究する学問である。
3. 民事法とは、民事裁判の基準となる私法とその手続法の総称である。
4. 国会法は、実質的意味の憲法の1つである。

解答 2

解説 2の説明は法社会学のものです。法理学は法哲学とも呼ばれ、法及び法学の普遍的な構造や理念を探求する学問です。なお、この授業で「法」という語については定義せずに用いました。「法とは何か」という問は法理学の中心的な問であり、簡単には答えられないからです。

設問 4 次の選択肢のうち、正しいものを1つ選べ。(10点)

1. 会社法(平成17法86)は、平成17年に86番目に施行された法律である。
2. 法の施行に関する通則法によれば、法令は公布の日から起算して20日を経過した日から施行される。
3. 法律の一部の条文を改めたり、削ったり、新たな条文を追加したりするためには、一部改正法律が制定される。
4. 一部改正法律によって条文を削除する場合、後に続く条文番号を繰り上げる。

解答 3

解説 1: 会社法(平成17法86)は平成17年に「公布」された法律です。2: 法の適用に関する通則法第2条は法「律」の施行日の原則を定めています。なお、設問では誤って「法の『施行』に関する通則法」としましたが、解答には影響しない誤字と考えます。4: 条文を削除する場合、あとの条文番号はそのまま維持されます。

設問 5 次の選択肢のうち、誤っているものを1つ選べ。(10点)

1. 憲法の正文に項番号は振られていない。
2. 一部改正法律によって項を削除する場合、後続の項番号を繰り上げる。
3. 条が二文で構成されており、かつ後段が「ただし」で始まっている場合、前段を主文と呼ぶ。
4. 各号は文ではなく、名詞または名詞句で列挙される。

解答 3

解説 正しくは「本文」です。

設問 6 次の選択肢のうち、誤っているものを1つ選べ。(10点)

1. 「A又はB若しくはC」は、「A又はB」とCとを選択的につないでいる。
2. 喫茶店のメニューで「コーヒー又は紅茶」を選べると書かれている場合、通常は、コーヒーと紅茶のいずれか一つだけを選べることを意味している。
3. 「A並びにB及びC」は、Aと「B及びC」とを並列的につないでいる。
4. 第1項には「1」という項番号を付けない。

解答 1

解説 「A」と「B若しくはC」とが選択的につながれています。

設問 7 次の選択肢のうち、正しいものを1つ選べ。(10点)

1. 衆議院規則や参議院規則は国会が定める法律である。
2. 条例は法律より優先する。
3. 一般法は特別法より優先する。
4. 法令審査権はすべての裁判所に認められている。

解答 4

解説 1: 衆議院規則は衆議院が、参議院規則は参議院が定めます。「国会」は衆参両院で構成されます。

2: 法律は条令よりも優先します。3: 特別法は一般法よりも優先します。

設問 8 次の選択肢のうち、誤っているものを1つ選べ。(10点)

1. 判例の法的効力を明示する法律はない。
2. 村八分の慣習は公序良俗に反し、無効である。
3. 商慣習法は商法よりも優先する。
4. 刑事裁判では法律がなければ無罪を言い渡さなければならない。

解答 3

解説 商法1条2項により、商慣習法は商法に定めがない場合にのみ法源となります。

設問 9 次の選択肢のうち、誤っているものを1つ選べ。(10点)

1. ローマ法を継受した地域を大陸ヨーロッパ法域と呼ぶ。
2. 妥当な推論においては、前提がすべて真ならば結論は必ず真になる。
3. 現在の実際の語句の用法に基づく法解釈は伝統的に「文理解釈」と呼ばれてきた。
4. 要件と効果から構成される法を法原理と呼ぶ。

解答 4

解説 正しくは法準則または法的ルール。

設問 10 次の選択肢のうち、正しいものを1つ選べ。(10点)

1. 偶然的な法解釈を採用したい場合は、現在の実際の語句の用法に基づく論証（いわゆる文理解釈）以外の論証方法がないかを検討する。
2. 法準則自体には価値がなく、何らかの目的を達成するための手段になるという、道具的な価値しかない。
3. 法治国家原則は罪刑法定主義からの派生的原則である。
4. 類推（または類推推論）は法解釈の一種である。

解答 1

解説 2: 法準則に従って判断することで「等しき者を等しく扱う」という平等原則を実現することになるので、法準則自体にも価値があると言えます。3: 罪刑法定主義が法治国家原則の派生原則。4: 類推は法の欠缺補充の方法であり、法解釈ではありません。

設問 11 あなたはなぜ法学を学ぼうと思ったのですか。あなたが法学を学ぶ目的を自由に記述してください。なお、他学類生でこの設問に答えにくい方は、この授業を履修した理由を書いてください。(20字以上1000字以内、文字数の条件を満たすどのような解答でも2点)

解説 弁護士になって弱者を助けたいなど、他者や社会の役に立ちたいといった趣旨のことを書いてくれている人が多いのが印象的でした。初心を忘れることなく、皆さんの「目的」をめざして頑張ってほしいと思います。

設問 12 以下の(1)(2)に入る適切な語を記入せよ。(各2点、計4点)

刑法199条「人を殺した者は、死刑(1)無期(2)五年以上の懲役に処する。」

解答 (1)又は (2)若しくは

解説 条文そのままですので解説は不要と思います。もう一度、二階層以上の場合「又は」がもっとも最上位(おおぐくり)のorであることを確認してください。